

環境省令第三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条の八第一項第一号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第四号イの規定に基づき、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

環境大臣 若林 正俊

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第一条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の環境省令」を「に掲げる汚泥であつて令別表第三の二の一の項に掲げる施設におい

て生じたものに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に関し環境省令」に改め、「令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた汚泥にあつては」を削り、「とおりとし、「の下に「令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥であつて」を加え、「汚泥にあつては」を「ものに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に関し環境省令で定める基準は、「に改め、同条第二項中「の環境省令」を「に掲げる汚泥に係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に関し環境省令」に、「建設工事に伴つて生じた汚泥」を「当該汚泥」に改め、同条第三項中「の令別表第三の三に掲げる物質を含む廃酸又は廃アルカリに係る」を「に掲げる廃酸又は廃アルカリに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に関し」に、「令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸」を「当該廃酸」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 令第六条第一項第四号イ(3)に掲げる動植物性残さに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に関し環境省令で定める基準は、当該動植物性残さに含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質「とに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

5 令第六条第一項第四号イ(4)に掲げる家畜ふん尿に係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に

関し環境省令で定める基準は、当該家畜ふん尿に含まれる別表第四の各項の第一欄に掲げる物質ごとに
対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第二の備考1中「汚泥」の下に「又は動植物性残さ」を加える。

別表第四の備考1中「廃酸又は廃アルカリ」を「廃酸若しくは廃アルカリ又は家畜ふん尿」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る
判定基準を定める省令の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に
係る判定基準を定める省令(昭和五十一年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の油分を含む」を「に掲げる」に改め、「に係る」の下に「同号イの油分の含有に関し」を
加え、「及び第二号」を削り、「第四条」を「第五条」に改め、同条第一号中「令第六条第一項第四号イ
(1)(イ)及び(ロ)に掲げる汚泥にあつては、」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第二条中「の油分を含む」を「に掲げる」に改め、「に係る」の下に「同号イの油分の含有に関し」を
加え、「第四条」を「第五条」に改める。

第四条中「第二号並びに」を削り、同条を第五条とする。

第三条中「の動植物性残さに係る」を「に掲げる動植物性残さに係る同号イの油分の含有に関し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(家畜ふん尿に係る判定基準)

第四条 令第六条第一項第四号イ(4)に掲げる家畜ふん尿に係る同号イの油分の含有に関し環境省令で定める基準は、海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであることとする。

(廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令の一部改正)

第三条 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成十七年環境省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「法第十条の六第二項」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。)第十条の六第二項」に改める。

別表第一号を削り、同表第二号中「廃棄物処理令第三条第四号イ(1)及び(2)並びに廃棄物処理令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)

「」に改め、同号を同表第一号とし、同表第三号中「廃棄物処理令第二条第四号イ(2)に掲げる廃棄物のうち液状のもの、」を削り、同号を同表第二号とし、同表第四号中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同表第三号とし、同表の備考中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第二号とする。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。